

# 税制改正の主な改正点のお知らせ

## ふるさと納税の控除額の拡充

【今年1月1日以降に行った寄付から適用】

個人住民税の特別控除額の限度額が、個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げられました。

【今年4月1日以降に行った寄付から適用】

寄付先が5自治体以内の場合、確定申告をしなくても寄付金が控除されます。

※確定申告が不要な給与所得者に限る

## 住宅ローン控除の適用期間の延長

対象期間が平成31年6月30日まで  
に延長されます。

税務課市民税係

(市役所1階⑫番窓口)

☎内線263・264・269



表1 軽自動車税額（二輪）

区分		税額	
		現行	改正後
原動機付自転車	50cc以下か定格出力0.6kw以下のもの	1,000円	2,000円
	二輪のもので、総排気量50cc超90cc以下か定格出力0.6kw超0.8kw以下のもの	1,200円	2,000円
	二輪のもので、総排気量90cc超125cc以下か定格出力0.8kw超のもの	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車二輪の軽自動車（総排気量125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪小型自動車（総排気量250cc超）		4,000円	6,000円

今年4月1日から予定していた原動機付自転車・二輪の軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の税額の変更は、来年度からの見直しになります。(表1)

## 軽自動車税の見直し

三輪以上の軽自動車は、初めて車両番号の指定を受けた日、次のどれかの税額が適用されます。

表2 軽自動車税額（三輪以上）

区分		今年3月31日まで新規登録	今年4月1日以降新規登録	重課税額(来年度以降)	
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

また、来年度以降、初めて車両番号の指定を受けてから13年が経過した車両は、重課税額の対象になります。(表2)

今年4月1日から来年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガスと燃費性能の優れた環境負荷の少ない軽自動車は、グリーン化特例(軽課)が適用されます。(表3)

表3 グリーン化特例の税額

車種区分		税額				
		A	B	C		
軽自動車	三輪	1,000円	2,000円	3,000円		
	四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円	
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円	

### 適用条件

A..電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

B..乗用は平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★★)で平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物用は平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★★)で平成27年度燃費基準+35%達成車

C..乗用は平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★★)で平成32年度燃費基準達成車

貨物用は平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★★)で平成27年度燃費基準+15%達成車

※B・Cは、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限定

税務課資産税係

(市役所1階⑭番窓口 ☎内線265・266)

# マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）のお知らせ

法人などに割りあてられる「法人番号」について、お知らせします

図 税務課市民税係（市役所1階⑫番窓口 ☎ 23-3333-1 内線263・264・269）

## 法人番号とは

マイナンバー制度では、住民票をお持ちの方にマイナンバー（個人番号）を指定するほか、法人などにも「法人番号」を指定します。

「法人番号」は個人番号と違い誰でも使え、業務を的確・効率的に遂行できるようになります。

法人などには、今年10月以降に13桁の法人番号が指定されます。

番号は、設立登記法人など、1法人に1つ、国税庁から登記上の所在地に書面で通知され、支店や事業所、個人事業主は指定されません。

来年1月から年金事務所・健康保険組合などに提出する健康保険、雇用保険などに係る書類や税務署・市町村に提出する申告書や法定調書などにも、下記のようにマイナンバー（個人番号）か法人番号を記入することが義務づけられます。



## 法定調書などの提出の流れ



## ！ 注意事項

個人番号の提供を受けるときは、成りすましを防止するため厳格な本人確認が義務づけられています。また、提出された番号の管理は、安全管理措置などが義務づけられています。

## マイナンバー（個人番号） 法人番号の使用開始時期

来年1月以降に使用する所得税申告書や各種法定調書などは、法人番号や個人番号の記入の対象で、平成29年以降に関係機関に提出する必要があります。

法人や個人事業主の手続き	平成27年	平成28年	平成29年
給与所得の源泉徴収票	△番号通知開始	平成28年分の給与所得	→
法人税		平成28年1月1日以降に開始の事業年度分	→
消費税		平成28年1月1日以降に開始する課税期間分	→